

令和5年第9回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和5年9月29日(金) 開会：14時00分 閉会：14時28分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 2階 共用会議室G

3 出席者の氏名

教 育 長 厚 東 和 彦
 委 員 松 田 福 美
 委 員 吉 本 妙 子
 委 員 片 山 研 治
 委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 山 本 次 雄
 教 育 部 次 長 十 楽 さゆり
 教 育 政 策 課 長 〃
 生 涯 学 習 課 長 川 上 浩 史
 人 権 教 育 課 長 上 野 和 子
 学 校 教 育 課 長 原 田 剛
 学 校 給 食 課 長 河 村 武 志
 中 央 図 書 館 長 石 村 和 広
 新 南 陽 総 合 出 張 所 次 長 中 村 勝 也
 熊 毛 総 合 出 張 所 次 長 家 永 敦 夫

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐 三 浦 勢 司
 教育政策課主査 松 村 美由紀

6 議事日程等

日程順位	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	報告第17号 教育委員会の権限に係る人事の代決について
3	議案第26号 周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について
4	議案第27号 周南市教育委員会表彰の被表彰者の決定について

7 委員会協議会

(1) 共催及び後援大会等一覧表・・・(該当課)

※資料 当日配布

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

それでは、ただ今から「令和5年第9回教育委員会定例会」を開催いたします。議事日程に従いまして、進めてまいります。

日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。本日の会議録署名委員は、松田委員さんと岡寺委員さんをお願いいたします。

2	教育委員会の権限に係る人事の代決について
---	----------------------

教育長

続きまして、日程第2、報告第17号「教育委員会の権限に係る人事の代決について」を議題とします。

この件につきまして、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、議案書1ページ、報告第17号「教育委員会の権限に係る人事の代決について」、ご説明いたします。

教育委員会事務局職員のうち、「課長補佐級以上の職員及び指導主事並びに園長及びその他の教育機関の長の任免及び身分取扱いに関する事」につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第7号の規定により、教育委員会の権限とされておりますが、事前にお諮りすることができず、教育長が代決いたしましたので、同規則第3条第2項の規定に基づき、ご報告いたします。

議案書の2ページ、3ページをお願いします。

教育委員会の権限に係る、令和5年9月1日付け及び令和5年8月31日付けの人事異動で、課長補佐級2名の異動と1名の退職でございます。

以上で、報告を終わります。

教育長

それでは、この件について、何か質問がありましたらお願いいたします。

(※なしの声)

よろしいでしょうか。

それでは、報告第17号を承認いたします。

3	周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について
---	------------------------------

教育長

続きまして、日程第3、議案第27号「周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

この件につきまして、学校教育課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

はい、それでは議案書4ページをお願いします。

議案第27号「周南市学校教育法施行細則の一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第11号によるものです。

本市では、卒業証書と卒業証書授与台帳の関連を証明するため、卒業証書と授与台帳を並べて押印していたところですが、この割印がなくても卒業証書は有効であることから所要の改正を行うものです。

具体的には、別記様式第1号につきまして、割印を削除するとともに、文章中の「証する。」に記載のあった句点、「証する」の後の丸です。の削除を行っております。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、それでは、この件につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

岡寺委員

せつくなので、すみません。そもそも割印とか点とか丸、取るとか付けたままとか、その意味合いを、もし分かれば教えてもらいたいのですが。

学校教育課長

割印につきましては、証書と台帳を重ねてその上に印を押すことで、これは証書に間違いのないという形として使っているものでありますが、地域によっては赤い印刷物であったり、また割印を半分ずつ別々のところで押したりと、そういった実務になっているところもあります。

実際、これがそもそも用を成していないというところもありますので、簡略化するということも含めて、今回改正としたいと思っております。

それから、丸についてですが、証書等につきましては句読点はそもそもない、というのが通常だと思いますが、なぜか本市の施行細則には、丸、句点がありましたので、この際併せて削除するものといたしました。

岡寺委員

ありがとうございました。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

吉本委員

私は、割印を押しているということも初めて教えていただいたて、そうだったのかと思ったのですが、今、深くお話を聞くと、実際のことと伴っていないとおっしゃられていたので、ほかにもないでしょうかということ、ぜひ提案させていただけたらと思います。

きっと昔からの慣例でやっていること、実際に業務に合っていないものも、ほかにもおそらくあるのではないかと思いますので、この際思い切って見直しをされたら良いのではないかと思います。というご提案ということで、よろしく申し上げます。

松田委員

今のこととあわせて、私も同じ考えで、例えばこの施行細則の方には備えなければならないものとして、沿革誌とかそういうものもあります。ただ、書式が示されたものは今のように変えていくこともできるのですが、各学校が独自に行っているもの、例えば卒業証書、授与台帳、さっきお話に出ましたけど、この辺りの書き方とか、そういうものについては確か規定がないので、各学校がそれぞれの学校に応じて作成していると思うのですが、一昔前までは筆で書いてあると

ということもあったので、そういう辺りも含めて、書き方とか、それから学校沿革誌という学校の歴史を綴ったものもあるのですが、それも手書きのところもあつたり、今の時代ですから、電子で出力処理できないかとか、いろいろなことを考えますので、ぜひその辺りを工夫改善していただけたらありがたいなと思いました。

学校教育課長

とにかく、無駄なものを省くということで考えたいと思います。

実は、今回の改正は、先ほど正に言われた授与台帳を、かつては筆でどなたかに書いていただき、謝金をお支払いするというようなことをしていたものですが、今はもう^{すべて}電子で出力ということでありますので、これも割印を無くす一つの要因ではあったということでございます。

教育長

学校教育関係に限らず、その他の業務のところでも慣例的なものを、ぜひ見直していただければということでございますので、よろしく願いいたします。

そのほかよろしいですか。

(※異議なしの声)

はい、それでは、議案第27号を決定いたします。

4	周南市教育委員会表彰の被表彰者の決定について
---	------------------------

教育長

続きまして、日程第4、議案第28号「周南市教育委員会表彰の被表彰者の決定について」を議題といたします。

この件につきまして、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、議案第28号「周南市教育委員会表彰の被表彰者の決定について」ご説明いたします。

議案書は7ページから9ページになります。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第21号の規定に基づくものです。

教育委員会表彰につきましては、周南市教育委員会表彰規則及び周南市教育委員会表彰規則取扱要綱の規定により、毎年度、事務局各所管課及び学校からの内申に基づき、教育委員会へお諮りし、表彰者のご決定をいただいているものでございます。

本年度は、周南市教育委員会表彰規則第2条第2号に規定する「学校教育の振興に顕著な功績があった者」が個人4名、同規則第2条第3号に規定する「社会教育の振興に顕著な功績があった者」が個人4名、また、同規則第2条第5号に規定する「学校保健及び体育の振興に顕著な功績があった者」が個人3名で、合計個人11名の方を候補者としております。

8ページから名簿がございます。まず、「学校教育の振興に顕著な功績があった者」に該当する4名の候補者をご紹介します。

最初に、佐伯育夫（さいきいくお）様でございます。

佐伯様は、平成30年4月から八代小学校学校運営協議会の会長を務め、保護者や地域住民等

の学校運営参画の橋渡し役として、また学校教育活動への支援、協力の中心的担い手として活躍し、地域に開かれ信頼される学校づくりに大きく貢献されました。

中でも、周南市小規模特認校制度における、平成31年度からの認定校実施に取り組みられたほか、開校150周年記念事業実行委員長として、「記念大運動会」「記念式典」の企画運営を行い、地域を挙げた記念事業とすることに尽力されました。

次に、福田芳男（ふくだよしお）様でございます。

福田様は、湯野の子どもの安全を見守る会、湯野小学校学校支援ボランティアを歴任し、20年以上にわたり学校教育の振興において貢献されました。

登校時の見守り活動や、生活科のゲストティーチャーとして、サツマイモ栽培の指導や鮎の放流活動の指導に取り組み、また、クラブ活動やしめ縄づくり等の指導に取り組む等、学校の教育活動に積極的に^{かか}関わり、学校支援活動の充実に尽力されました。

次に、守田茂（もりたしげる）様でございます。

守田様は、平成28年度から地域見守り隊に所属し、高水地区校外育成協議会会長、高水小学校学校運営協議会委員を歴任され、学校教育の振興において貢献されました。

登下校時の見守り活動、地域の方が講師を務める「楽学（らくがく）の集い」での、門松作りやリース作りの指導や、サツマイモ栽培指導に取り組まれています。

また、校地内の除草作業、樹木の^{せんてい}剪定作業や畑の管理を自主的に行い、また学校の池を復活させ、その後の清掃活動と^{こい}鯉の餌やりを毎日欠かさず実施するなど、環境美化も尽力されています。

次に、吉村佑一（よしむらゆういち）様でございます。

吉村様は、平成28年から秋月地域の住民と学校等との橋渡し役として活動し、学校運営協議会の開催や学校行事の運営協力を通して、秋月中学校区のコミュニティ・スクールの推進等に貢献されました。

ゲストティーチャーの地域人材発掘や、あいさつ運動への参加、秋月音頭の継承、地域企業見学会での企業との連絡調整や当日の引率など、学校の教育活動に積極的に^{かか}関わり、学校支援活動の充実に尽力されました。

続きまして、「社会教育の振興に顕著な功績があった者」に該当する4名の候補者をご紹介します。

最初に、小松英生（こまつひでお）様でございます。

小松様は、昭和58年から毎月、中央図書館において、「漢詩を読む会」の講師を務めてこられました。記録の残る平成15年から数えて、延べ1万2千人以上が受講されましたが、高齢ということもあり、本年3月をもって、惜しまれつつ40年にわたる講座の歴史に幕を閉じられました。

また、孝女阿米顕彰会による顕彰碑の再建の際には、碑文の現代語訳や註釈を行うなど、周南市の社会教育活動に大きく貢献されました。

次に、田村美由紀（たむらみゆき）様でございます。

田村様は、家庭教育支援を総合的に推進する団体「周南市家庭教育推進協議会」の委員として平成16年の発足当初から参加し、途中から会長を務められる等、協議会発足時から19年間活動を続けられました。

なかでも、平成22年度から文部科学省の「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業」として、家庭教育推進協議会委員が中心となり、地域に根差した支援活動を行うため、「家庭教育支援チーム」を西部・東部・北部地区の3チーム結成するにあたり、「西部家庭教育支援

チーム」の代表としてチームをけん引され、本市の家庭教育支援に尽力されました。

次に、戸倉ひとみ（とくらひとみ）様でございます。

戸倉様は、平成20年4月から「学校支援地域本部事業」の住吉中学校の学校支援コーディネーター、統括コーディネーターとして活動し、平成31年4月から制度変更に伴い、「住吉中学校地域学校協働本部」の地域学校協働活動推進員として、学校と地域を繋ぐ役目を担い、学校・家庭・地域の連携・協働の推進に寄与されておられます。

あわせて、平成23年8月から現在まで社会教育委員として、本市の社会教育行政への助言等を行っており、15年にわたって地域で担う子ども達の学びや成長を支える活動に取り組まれておられます。

次に、廣澤和己（ひろさわかずみ）様でございます。

廣澤様は、平成19年8月から現在まで15年にわたり、社会教育委員として本市の社会教育行政への助言を行っておられます。

なかでも平成21年度に「周南市の家庭教育支援のあり方」について、平成22年度から平成23年度にかけては「家庭・地域・学校の協働による教育コミュニティづくりの推進方策について」、また平成25年度には「地域教育ネットワーク構築のためのコミュニティ・スクールの在り方について」の意見書を提出する際、子育て世代の観点からの意見や、委員の意見のとりまとめ作業について中心的役割を果たすなど、構成・内容について積極的に発言しておられます。

続きまして、「学校保健及び体育の振興に顕著な功績があった者」に該当する3名の候補者をご紹介します。

最初に、小川明男（おがわあきお）様でございます。

小川様は、平成4年から令和5年3月まで30年にわたり、学校医として周南市の小学校で、児童、学校教職員の健康管理や保健衛生の向上に熱意を持って取り組まれました。

また、学校との連携を緊密に図りながら、内科医として適切に保健指導を行われ、学校の保健衛生の保全や、児童及び学校教職員の健康保持に尽力されました。

次に、賀屋茂（かやしげる）様でございます。

賀屋様は、平成5年から現在まで30年にわたり、学校医として周南市の小学校で、児童、学校教職員の健康管理や保健衛生の向上に熱意を持って取り組まれています。

また、学校との連携を緊密に図りながら、内科医として適切に保健指導を行われ、学校の保健衛生の保全や、児童及び学校教職員の健康保持に尽力されています。

最後に、三好弥寿彦（みよしやすひこ）様でございます。

三好様は、平成5年から現在まで30年にわたり、学校医として周南市の中学校で、生徒、学校教職員の健康管理や保健衛生の向上に熱意を持って取り組まれています。

また、学校との連携を緊密に図りながら、内科医として適切に保健指導を行われ、学校の保健衛生の保全や、生徒及び学校教職員の健康保持に尽力されております。

以上、11名の方についてご紹介させていただきました。

いずれの方も、本市の教育の振興及び発展におけるご功績は顕著なものでございますことから、本年度の周南市教育委員会表彰の被表彰者といたしたいと考えておりますので、よろしくご審議、ご決定のほどお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。

それでは、この件につきましても、ご質問がありましたらお願いいたします。

岡寺委員

本当に、長きにわたって学校教育等に関わ^{かか}っていただいているのですが、多分、もっとたくさんおられるのだろうというのを推察いたします。

学校の内申と言われましたけども、実際に選ばれるのでしょうか。今回はたくさん来た推薦の内のこの数なのですね。それとも、何か推薦の順番がある等、その辺が垣間見えたら、と思うのですが。

教育長

お願いします。

教育政策課長

要綱や内規によって、15年以上とか30年以上とか年数を定めているものもございしますが、この度は担当課および学校から推薦をいただいた方については、^{すべ}全て対象者として今ここにお諮りをさせていただいております。

岡寺委員

分かりました。

教育長

そのほかいかがでしょう。

松田委員

すみません、担当部署からの推薦という形で上がってくるということですが、やはりちょっと心配になるのは、まだたくさんおられるのではないかなという思いはどうしても持ちます。

年数に制限があるというものと、それから、特に学校教育関係は、地域との連携とその活躍されている方が本当にたくさんおられるのではないかという思いを持ってしまいますので、できるだけ広く周知していただくということも必要かなと思います。

実際には学校からはこれだけという形ですよ。

教育長

そうですね。

教育政策課長

はい。

教育長

何かコメントありますか。

教育政策課長

はい。学校からの推薦者については、校長会の方で毎年度お願いしているところなのですが、実はこの学校推薦、学校医さんが30年と決まっているものもあれば、目安が少しはっきりしていない部分もあって、学校の判断が難しいのではないかなというような意見も出ております。その辺も含めて少し推薦しやすいような、学校間で不公平が出ないようなというようなことも含めて、少しその辺の整理をした方がいいのではないかなという意見も出ております。今、ご意見をいただきましたところですので、内部で検討させていただけたらと思っております。

松田委員

よろしくお願いします。

教育長

そのほかいかがでしょう。

(※異議なしの声)

よろしいですか。

それでは、議案第28号を決定いたします。

教育長

本日の議事日程は以上でございますが、そのほか何かご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、これもちまして「令和5年第9回教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

松 田 福 美 委員 _____

岡 寺 政 幸 委員 _____